

規制の事前評価書(要旨)

法律又は政令の名称	道路運送車両法の一部を改正する法律(案)
規制の名称	<p>(1) 保安基準対象装置への自動運行装置の追加(第41条関係)</p> <p>(2) 分解整備の範囲の拡大及び点検整備に必要な技術情報の提供の義務付け(第49条及び第57条の2関係)</p> <p>(3) 自動運行装置等に組み込まれたプログラムの改変による改造に係る許可制度の創設(第99条の3関係)</p> <p>(4) 自動車の型式指定制度に係る是正命令の創設等(第75条等関係)</p>
規制の区分	規制の新設、拡充
担当部局	国土交通省自動車局技術政策課、審査・リコール課、整備課
評価実施時期	平成31年3月7日
規制の目的、内容及び必要性等	<p>(1) 自動車の保安基準の対象装置に、自動運転車に搭載される自動運転システムとして「自動運行装置」を追加することとする。</p> <p>(2) 事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲について、対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の取り外しを伴わない、作動に影響を及ぼす整備又は改造にまで定義を拡大し、名称を「特定整備」に改めることとする。また、自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を特定整備を行う事業者等へ提供することを義務付けることとする。</p> <p>(3) 通信を活用して使用過程時の自動車の電子制御装置に組み込まれたプログラムを改変し、当該自動車の性能を変更する改造等(以下「特定改造等」という。)をしようとする者は、あらかじめ、国土交通大臣の許可を受けなければならないこととする。また、許可にあたっては、サイバーセキュリティを確保するために必要な通信インフラの構築等の体制整備などの申請者の適格性及び改造のためのプログラムの内容が保安基準に適合していることなど適切性について確認することとする。</p> <p>(4) 国土交通大臣は、自動車の型式指定制度における完成検査に関し不適切な取扱いをした自動車製作者等に対し、その是正のために必要な措置を講じるべきことを命じ、又はその是正のために必要な措置が講じられたものと認めるまでの間、型式指定の効力を停止することができることとする。</p>
直接的な費用の把握	
(遵守費用)	<p>(1) 当該規制により、自動車製作者等において自動運行装置を保安基準に適合させるための設計・製造に係る遵守費用が発生する。</p> <p>(2) 当該規制により、整備事業者(既に分解整備の認証を受けている事業者を含む。)において設備及び従業員の確保に係る遵守費用が、自動車製作者等において技術情報の提供に係る遵守費用がそれぞれ発生する。</p> <p>(3) 当該規制により、許可を受けようとする者において、許可の申請に必要な費用及びサイバーセキュリティを確保するために必要な通信インフラの構築等の体制整備、保安基準に適合した改造等を行うための適切なプログラムの設計・開発等に係る遵守費用が発生する。</p> <p>(4) 当該規制により、自動車製作者等において追加的な遵守費用が発生することは想定されない。</p>
(行政費用)	<p>(1) 当該規制に係る行政費用として、新たに対象となる自動運行装置の保安基準適合性の確認等に係る費用が発生する。</p> <p>(2) 当該規制に係る行政費用として、新たに対象となる整備事業者の認証等に係る費用が発生する。</p> <p>(3) 当該規制に係る行政費用として、特定改造等の許可に係る費用が発生する。</p> <p>(4) 自動車製作者等に対して行う是正命令等に係る費用が発生するが、是正命令等は必要な場合に限り行うものであって、これらを定常的に行うことは想定されないため、当該費用は軽微であると考えられる。</p>
直接的な効果(便益)の把握	<p>(1) 当該規制によって、自動運行装置の安全性が確保され、重大事故の発生等を削減できる効果がある。</p> <p>(2) 当該規制によって、先進技術を搭載した自動車等の整備の安全性が確保され、重大事故の発生等を削減できる効果がある。</p> <p>(3) 当該規制によって、特定改造等の適切性が確保され、事故やハッキングの発生を削減できる効果がある。</p> <p>(4) 当該規制によって、監督権限の強化が図られ、完成検査における不適切な取扱いの確実かつ速やかな是正によって型式指定制度の適正な執行を確保する効果がある。</p>

副次的な影響と波及的な費用の把握	<p>(1) 本改正は、自動車製作者等が設計・製造する自動運行装置の性能について一定の基準を定めるものであり、自動車製作者等の事業活動に影響を与える。</p> <p>(2) 本改正は、整備事業者が事業として行う場合に認証が必要な「分解整備」の範囲について、対象装置に「自動運行装置」を追加するとともに、対象装置の取り外しを伴わない、作動に影響を及ぼす整備又は改造にまで定義を拡大するものであり、整備事業者等の事業活動に影響を与える。</p> <p>(3) 本改正は、特定改造等を行う者が設計・開発するプログラムの性能等について一定の基準を定めるものであり、当該者の事業活動に影響を与える。</p> <p>(4) 当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は想定されない。</p>
費用と効果(便益)の関係	<p>(1) 当該規制によって、自動車製作者等における遵守費用や行政費用等が発生する一方、自動運行装置の安全性が確保され、重大事故の発生等を削減できる効果があることから、当該規制の拡充・新設は妥当である。</p> <p>(2) 当該規制によって、整備事業者及び自動車製作者等における遵守費用や行政費用等が発生する一方、先進技術を搭載した自動車等の整備の安全性が確保され、重大事故の発生等を削減できる効果があることから、当該規制の拡充・新設は妥当である。</p> <p>(3) 当該規制によって、特定改造等に係る許可を受けようとする者における遵守費用や行政費用等が発生する一方、特定改造等の適切性が確保され、事故やハッキングの発生を削減できる効果があることから、当該規制の新設は妥当である。</p> <p>(4) 当該規制によって、自動車製作者等において追加的な遵守費用が発生することは想定されず、また、発生する行政費用については軽微であると考えられる一方、監督権限の強化が図られ、型式指定制度の適正な執行を確保する効果があることから、当該規制の新設は妥当である。</p>
代替案との比較	<p>(1) 当該規制の代替案としては、自動運行装置を保安基準の対象装置に追加することについて、その時期を後ろ倒しにすることが想定されるが、当該代替案の場合、保安基準対象装置に追加するまでの間、自動運行装置の安全性が法制上担保されず、重大事故の発生等の削減効果が乏しいと考えられることから、本改正の目的を達成するには当該規制案を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。</p> <p>(2) 当該規制の代替案としては、「分解整備」の範囲について、対象装置に「自動運行装置」を追加するのみとし、定義の拡大は行わないこと、また、自動車製作者等に対し、点検整備に必要な型式固有の技術情報を使用者に提供することを義務付け、整備事業者は提供先としないことが想定されるが、当該代替案の場合、自動運行装置以外の先進技術を用いた装置等の整備は、安全性の確認が法制上担保されず、また、点検整備の実施に必要な技術情報が整備事業者十分に提供されないおそれがあるため、重大事故の発生等の削減効果が乏しいと考えられることから、本改正の目的を達成するには当該規制案を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。</p> <p>(3) 当該規制の代替案としては、特定改造等に係る許可の要件として、改造のためのプログラムの内容の適切性のみを規定し、申請者の適格性(特定改造等を適確に実施する能力・体制)については規定しないことが想定されるが、当該代替案の場合、特定改造等を行う者の適格性の確認が法制上担保されず、ハッキングの防止やハッキングによる事故の発生等の削減効果が乏しいと考えられることから、本改正の目的を達成するには当該規制案を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。</p> <p>(4) 当該規制の代替案としては、是正命令のみを創設し、型式指定の効力の停止については創設しないことが想定されるが、当該代替案の場合、自動車製作者等が是正措置を講じるまでの間においても、完成検査において保安基準適合性が適切に確認されていない自動車が新規登録され続けることとなるため、型式指定制度の適正な執行を確保する効果が乏しいと考えられることから、本改正の目的を達成するには当該規制案を採用することが適当と判断し、規制案を採用することとする。</p>
その他関連事項	<p>交通政策審議会陸上交通分科会自動車部会自動運転等先進技術に係る制度整備小委員会(平成31年1月15日とりまとめ)及び適切な完成検査を確保するためのタスクフォース(平成30年3月中間とりまとめ)において、それぞれ規制内容について検討が行われた。</p>
事後評価の実施時期等	<p>施行から5年を経過した時点において、事後評価を実施。</p>
備考	